# 仕様書

日本貿易振興機構総務部人事課

1 就業場所 大阪本部 対日投資推進課

大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング29階

2 部署業務内容 外国・外資系企業の誘致・発掘活動、同企業の拠点設立支援、対日投資関連事業(セミ

ナー・商談会等)の実施、自治体・関係機関との連絡調整・連携事業実施

タ入力・編集・加工等業務

・経理・契約関連データベースへの入力等の経理処理に係る業務 ・対日投資案件管理に係るデータ入力・編集・加工等業務

・関連事業実施における会場、通訳、翻訳、移動手段、宿泊先などの手配補助業務

・課内の各種庶務業務(文書管理、内外部宛て文書作成、個人情報管理等)におけるデー

・展示会・商談会・セミナー等の運営補助業務

・来客対応補助、会議室準備、電話対応、ファイリング等

•その他付随的業務

募集人数: 1 名

3 業務内容

出張の有無: 無し ※大阪市内近郊への外出あり(セミナー、イベント開催時等)

残業: 法定内 140 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

法定外 30 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

4 派遣契約期間 2016年9月1日 ~ 2017年3月31日

※本契約終了後の契約更新なし

※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。

当初契約期間終了後の個別契約期間に ついては、別途協議のうえ定める。

5 勤務時間 9:00 ~ 17:00

(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日

(勤務曜日) 月火水木金

- 6 派遣元の要件
  - ①全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。その ための十分な登録者数を有すること
  - ②派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること
  - ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
  - ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
  - ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
  - ⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、 面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)
  - (7)全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

## 7 派遣職員の必須要件

- ①社会人としての基礎を身につけていること
  - ・職員(常勤嘱託員含む)と協調して業務を遂行できること
  - ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
  - ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
  - ・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
  - ・電話対応や対人対応等に関する能力・マナー・常識を有し、電話対応を厭わないこと 適切な言葉遣いができること
  - ・周りに不快感もしくは違和感を与えない身だしなみであること
  - ・明朗で業務に積極的に取り組む姿勢が見えること
  - ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと
  - ・入力作業は迅速かつミスが少ないこと
  - ・説明されたことはメモを取り、同じ説明を繰り返す必要がないこと
- ②頻繁に短期間(6カ月前後)で仕事を変えておらず、これまでの派遣実績の中で、派遣先からのクレームがなかったこと
- ③官公庁・企業等での勤務経験が継続して2年以上あること、かつ通算して5年以上の勤務経験があること
- ④全ての作業において創意工夫をし、業務全体の流れを自らスムースにしようと努力できること
- ⑤過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験がないこと
- ⑥日商簿記検定3級以上を有していること、もしくは同等の知識・経理業務経験を有していること

OAスキル: WORD 簡単なビジネス文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像添付など

EXCEL データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ

PowerPoint 既存プレゼン資料の加工・編集、フロー図の作成

Access 原則使用しない

その他 共有フォルダの整理・整頓等

英語スキル: レベル 英検2級・TOEIC600点程度(読み書き重視 会話はほとんどなし)

使用内容 英文書類の内容確認

使用頻度 さほど頻度は無い

# 8 職場の環境

①大阪本部 対日投資推進課

管理職1名、職員1名、常勤嘱託員4名(アドバイザー3名、アシスタント1名)

②課長および職員(場合によっては大阪本部長、次長)が業務に関する説明、指示を行い、常勤嘱託員アシスタントとも協働する

#### 9 その他の要望

\_

# 10 その他

### ①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を 持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替 人員の派遣を求めない場合がある。

## ②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。